学術集会運営細則

（目的）

第１条　この細則は、定款の規定に基づき、本会が主催する学術集会の運営について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　年次学術集会とは、講演あるいは会員の研究発表等を通じ、会員の知識の啓発および研究成果の社会還元を目的とし、毎年１回定期的に開催する集会をいう。

（会長）

第３条　年次学術集会を運営するために、会長１名および副会長をおく。

（会長および副会長の選任）

第４条　会長および副会長の選任は別に定める細則による。

（会長の義務）

第５条　会長は、本会の年次学術集会開催にかかる業務を担当する。

２　会長に事故等がある時は、理事会で代行者、または後任者を決定する。

３　会長は、学術集会開催後は速やかに開催の概略を理事会に報告し、後に最終報告書を提出する。

（会長の任期）

第６条　会長の任期は、就任後より当該年度に係る学術集会の終了時までとする。

（学術集会あり方検討委員会）

第７条　年次学術集会のあり方を様々な角度から検討する目的で、学術集会あり方検討委員会を組織する。

２　学術集会あり方検討委員会の委員長は、委員会の議を経て理事長が委嘱する。委員は、正会員の中から理事長が委嘱する。

３　学術集会あり方検討委員会は、随時検討した結果を理事会に報告する。

（学術プログラム委員会）

第８条　学術集会あり方検討委員会は、下部組織として本会の年次学術集会ごとに学術プログラム委員会を設置する。

２　学術プログラム委員会委員長（以下、委員長）は、該当する年次学術集会の会長とする。

３　委員長は、年次学術集会に関する報告を学術集会あり方検討委員会に行う。

４　学術プログラム委員会委員（以下、委員）は、該当する年度の委員長が選定し、学術集会あり方検討委員会に答申し、理事会承認後、理事長が委嘱する。

５　必要に応じて会長施設から各職種１名程度の任用を認める。

6　委員は、数名からなるワーキンググループ（WG）メンバーを選出することができる。

（学術プログラム委員会等の任期）

第９条　委員および WG メンバーの任期は、委嘱された日から該当する年次学術集会の会務報告がなされるまでとする。

2　委員の任期は、連続６任期を超えないものとする。WG メンバーの任期の継続に制限を設けない。

3　委員に欠員が生じたときは、委員長が後任を推薦し、理事長が委嘱する。

（開催日等）

第 10 条　年次学術集会は、原則として毎年２月中旬から３月中旬の間で開催する。ただし、2027 年以降の開催より、原則５月頃の開催とする。

2　年次学術集会開催場所は、本会が別に定める開催地の中から会長が選択し、理事会の承認を得る。

（参加登録）

第 11 条　学術集会に参加しようとするものは、参加費を納入しなければならない。ただし会長が認めたものはこの限りではない。

（演題申込）

第 12 条　学術集会で発表を行おうとする者は、会長の指定する期日までに、発表内容等を所定の様式により申し込まなければならない。

2　演題応募の筆頭発表者は、日本集中治療医学会の会員に限る。

（採否等）

第 13 条　年次学術集会に申し込まれた演題は、学術プログラム委員会が選出し、会長が承認した査読者により査読を行う。

（受賞等）

第 14 条　前年度の各支部学術集会会長より推薦を受けた最優秀演題賞受賞演題は、“集中治療甲子園”の指定演題として発表の機会を与え、優勝・準優勝演題を決定し表彰を行う。

集中治療甲子園に採択された演題の筆頭発表者が演題発表する際には、年次学術集会の参加費を免除する。

（守秘義務）

第 15 条　会長および各委員は採否確定前の演題等、審議中に知りえた事項を外部に漏らしてはならない。

（細則の変更）

第 16 条　この細則は、理事会の議により改定することができる。

（附則）

この細則は、2017 年 3 月 8 日から施行する。

この改定は、2018 年 5 月 28 日から施行する。

この改定は、2021 年 3 月 12 日から施行する。

この改定は、2024 年 10 月 2 日から施行する。

この改定は、2025 年 3 月 6 日から施行する。